

株式会社リカバリー 感染対策指針

株式会社リカバリーは利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業・保育所事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める

1、基本的な考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所・保育所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・嘔吐処理マニュアルなどマニュアル・社内規程および社会規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取り組みを行う

2、感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

①「感染症対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制構築に取り組む

②職員の清潔保持及び健康状態の管理に努め、職員が感染源となることを予防し、利用者および職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める

- イ) 利用者の健康管理
- ロ) 職員の健康管理
- ハ) 標準的な感染予防策
- ニ) 衛生管理

③職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する

④実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症・嘔吐発生時等に迅速に行動できるよう、発生時対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的実施する

⑤感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行う

3、日常の支援にかかる感染管理

平常時の対策

(1) 体調の確認方法と体調不良時の対応方法について、家庭及び相談支援専門員などと事前調整する

・送迎時、来所時、施設利用中など、それぞれの場面ごと体調確認方法や対処方法（連携方法、医療機関受診方法など）について検討し、家族や相談支援専門員などに協力を依頼し、調整しておく

(2) 施設利用中体調不良者の対応方法を構築する

・施設利用中の体調不良者への対応（一時隔離場所や対応者、個人防護具の着用の有無など）について検討し、対応方法を明確にする

(3) 休業基準を明確にする

・休業については、保健所の指示があれば従うが、感染流行期など指示が遅れる場合に備え、感染者数、状況などで、休業基準を検討しておく

発生時の対応

(1) 感染の疑いがある利用者及び職員を選定し、適切に対応する

・感染者と同症状あるいは、同様の疾患の疑いがある症状がある利用者や職員を洗い出し、必要な検査を速やかに受けられるよう手配する。また、症状が落ち着くまで、施設の利用を控えるよう依頼する。その際、代替のサービスの有無についても検討、対応する

(2) 休業時、関係各所と調整し、必要な対応を行う

・休業になった場合に必要な調整先、調整業務、利用者対応等について検討準備や対応をする

<変更・廃止手続き>

本指針の変更及び廃止は、総務決議により行う

<附則>

本方針は、2025 年 4 月 1 日から適用する。

以上